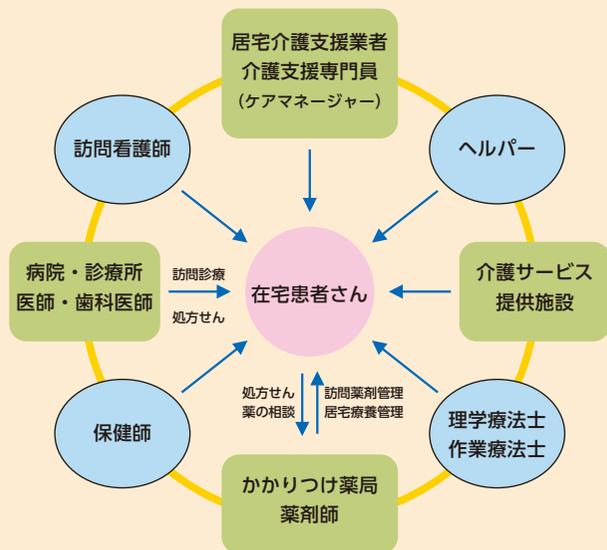


## 居宅療養管理指導とは…

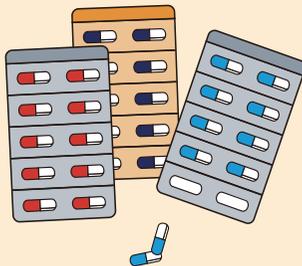


- 薬剤師が行う「居宅療養管理指導」とは、介護保険の在宅サービスの一つです。医師や看護師、ヘルパーなどによる「在宅訪問」と同じ制度です。介護認定を受けておられない場合には、医療保険による同様のサービス「訪問薬剤管理指導」があります。
- 薬剤師は処方せんに基づき調剤し、お薬を持って患者さん宅を訪問します。
- 薬剤師は患者さん宅を訪問して、お薬についての説明やお薬の管理のお手伝いをします。
- 訪問結果を医師や介護支援専門員（ケアマネジャー）などに報告し、関係職種との連携を図ります。

## 訪問薬局のご案内

『在宅訪問』は、寝たきりや歩行困難等で薬局へお薬を取りに来られない方が医療を受ける時に、薬剤師が患者さん宅を訪問して、お薬についての説明やお薬の管理のお手伝いをします。

在宅での医療や生活の質の向上を目指し、医療の担い手として地域医療に貢献したいと、私たち薬剤師は考えています。



お宅に薬剤師が  
うかがいます

薬剤師  
在宅訪問の  
ご案内



(一社)滋賀県薬剤師会

〒525-0072 滋賀県草津市笠山七丁目4-52

TEL:077-565-3535 / FAX:077-563-9033

<http://www.shigayaku.jp/>



(一社)滋賀県薬剤師会

## こんなことはありませんか？

寝たきりや歩行困難等で、薬局に薬を取りに行くことができない

あっ、また薬を飲み忘れた？  
(薬を飲み忘れる)

あれ、食後の薬飲んだかな？  
(薬を飲んだことを忘れる)

錠剤やカプセルが喉につかえる  
(薬が飲みづらい)

風邪気味だけど、市販の薬と一緒に飲んでいいのかなあ？  
(飲み合わせが心配)

最近、食べ物の味がしなくなった？手が震えるようになった？  
(薬を飲み始めてから、体調に変化が…)

シーツを消毒したいけど、どうすればいいの？  
(消毒方法について知りたい)

床ずれを予防したいけど、どんな介護用品がいいの？(介護用品を選びたい)



## どんなことをしてくれるの？

寝たきりや歩行困難等の方には調剤したお薬を持って訪問し、お薬の説明をします

飲み残しの数量や保管状況を確認し、調剤方法を工夫したりお薬の整理をします

必要に応じてお薬の変更を医師に依頼したり、飲みやすく加工したりします

お薬の飲み合わせをお調べします

お薬の副作用かどうか確認し、疑いがあれば速やかに医師に変更や中止等の提案をします

消毒薬の紹介や取り扱いについての説明をします

介護相談(介護用品・介護方法・介護保険のことなど)にお答えし、必要に応じて医療・福祉・介護などの方々との連携を図ります



## どうすれば来てくれるの？

医師、薬剤師、訪問看護師、介護支援専門員(ケアマネジャー)等にご相談ください。  
※訪問には、医師の指示が必要です。

## 費用は？

お薬代の他に別途負担がかかります。  
詳しくは、薬剤師にお尋ね下さい。

## 訪問回数は？

訪問回数や訪問間隔は処方医や介護支援専門員(ケアマネジャー)などと相談して個別にお知らせいたします。(訪問計画書を毎月作成します。)

